

介護保険 その2

ためになる情報



担当：在宅事業部 川口

平成27年
8月から

一定以上の所得のある方は、介護サービスを利用した際の負担割合が2割になります

※これまでは所得にかかわらず、一律にサービス費の1割としていました。

Q1：2割負担になる人はどういう人？

A1：65歳以上で合計所得金額が160万円以上の方
(単身で年金収入のみの場合、
年収280万円以上)

Q2：いつから？

A2：平成27年8月1日以降に
介護サービスを利用された時から

Q3：1割負担から2割負担になった人は
全員月々の負担が2倍になるの？

A3：月々の負担には上限があり、上限を超えた分は高額介護サービス費が支給されますので、全ての方の負担が2倍になるわけではありません。

Q4：どうやって自分の負担割合を知ることができるの？

A4：要介護・要支援認定を受けた方は
毎年6～7月頃に負担割合証が
交付されます。
(介護保険証と一緒に使用します)

詳しくは、いだか居宅介護支援事業所
☎052-701-7600 までご相談ください。



メイちゃん